

保険税水準統一に向けた 国保事業費納付金及び標準保険料率の基本的な事項について

令和 3 年 11 月 17 日（令和 7 年 9 月一部改正）

栃木県保健福祉部国保医療課

1 はじめに

保険税水準の統一に向けた取組の検討にあたっては、現状どのように国保事業費納付金及び標準保険料率の算定が行われているか理解する必要があります。しかしながら、算定方法が複雑であることから、理解を深めることを目的として、算定の要点のみを抽出した本資料を作成しました。本資料は、令和 3 年 9 月 15 日保発 0915 第 5 号厚生労働省保険局長通知「「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」の改定について」別添「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）（令和 3 年 9 月）」をベースとして作成していますので、ガイドラインも併せて御確認ください。

* 国保事業費納付金算定の中で最も複雑な「医療分」について説明します。「後期高齢者支援金分」と「介護納付金分」についてはガイドラインを参照してください。

* 計算式について一部紹介していますが、国保事業費納付金等算定システムでは更に細かい計算が行われており、今回紹介した計算のみが行われている訳ではない点にご留意ください。

2 重要な用語等の説明

ガイドラインや国保事業費納付金等の算定結果の帳票において、算定に係る用語の多くが記号で示されています。中でも、納付金等の算定や保険税水準統一の議論の中でよく出てくるとされる記号について、以下のとおり一覧にまとめました。

記号と読み方	名称	帳票（※）
A（ラージエー）	保険給付費（一般分）	①
A'（ラージエーダッシュ）	前期調整後保険給付費	①
B（ラージビー）	保険料収納必要総額	①、②
C（ラージシー）	国保事業費納付金算定基礎額	①、②
c（スモールシー）	各市町の国保事業費納付金基礎額	②
d（スモールディー）	各市町の国保事業費納付金	②、③
e（スモールイー）	標準保険料率の算定に必要な保険料総額	③
e'（スモールイーダッシュ）	調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額	③
s（スモールエス）	標準的な収納率	③
α （アルファ）	医療費指数反映係数	②
β （ベータ）	所得係数	②
γ （ガンマ）	調整係数	②

※帳票の補足

- ① 保険料収納必要総額算出情報リスト・・・・・・・・・・県全体の保険料収納必要総額の算定情報が出力された帳票です。
- ② 国保事業費納付金算定情報リスト・・・・・・・・・・各市町の国保事業費納付金の算定情報が出力された帳票です。
- ③ 標準保険料率算定結果詳細・過程情報リスト・・・・各市町の標準保険料率の算定結果詳細が出力された帳票です。

ラテン文字の大文字は県全体の値を表し、小文字は各市町の値を表しています。

ギリシャ文字について、以下のとおり補足します。

α : 医療費指数をどの程度納付金に反映させるかを調整する係数のこと ($0 \leq \alpha \leq 1$)

$\alpha = 1$ の時、医療費指数を納付金の配分に全て反映 $\alpha = 0$ の時、医療費指数を納付金の配分に全く反映させない（納付金ベースの統一）。

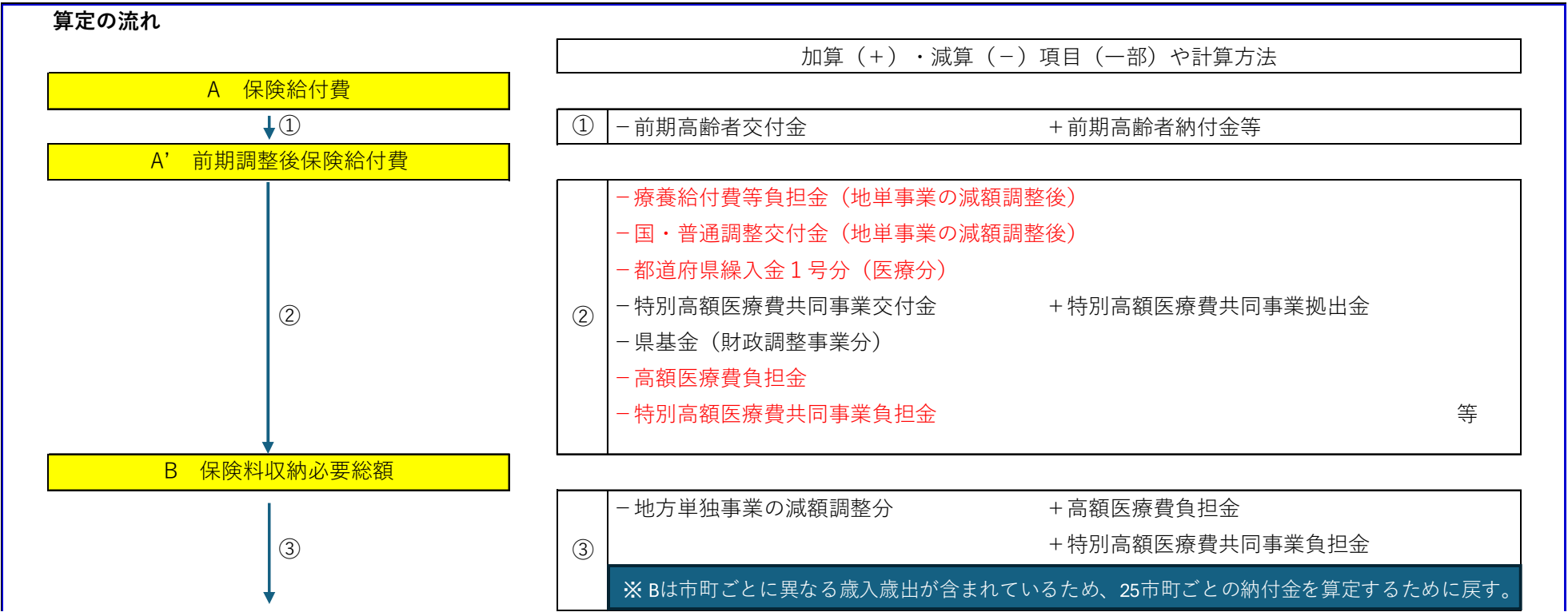
⇒ 本県では、 α を段階的に 1 から 0.2 ずつ減らしている最中です。

β : 所得（応能）のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数であり、都道府県の所得水準に応じて設定するもの。

⇒ 本県では、国の係数通知で示している値を使用しています。

γ : 各市町の納付金基礎額の総額を都道府県の納付金で集めるべき総額に合わせるための調整係数のこと。

国保事業費納付金及び標準保険料率の算定は以下の流れで行います。



C 国保事業費納付金算定基礎額

④

c 各市町の国保事業費納付金基礎額

⑤

d 各市町の国保事業費納付金

⑥

e 標準保険料率の算定に必要な保険料総額

⑦

e' 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額

医療費水準と所得水準に応じて、国保事業費納付金算定基礎額（C）を各市町に按分する	
④	$C \times \{1 + \alpha (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)\} \\ \times \{ \beta (\text{所得（応能）のシェア}) + (\text{人数（応益）のシェア}) \} \quad / \quad (\beta + 1) \\ \times \quad \gamma \\ = c$

（以降、市町ごとに金額が異なる）

⑤	- 高額医療費負担金	+ 地方単独事業の減額調整分
	- 特別高額医療費共同事業負担金	+ 審査支払手数料
	- 都道府県繰入金激変緩和措置（医療分）	
	- 国・特別調整交付金（都道府県分のうち市町村重点配分分）	等

⑥	- 保険者支援制度（医療分）	+ 保健事業
	- 国・特別調整交付金（市町村分）	+ 直診勘定繰出金
	- 保険者努力支援交付金（市町村分）	+ 出産育児諸費
	- 特定健診等負担金	+ 葬祭諸費
	- 過年度の保険料収納見込み	+ 育児諸費
	- 出産育児一時金（法定繰入分）	+ その他保険給付
	- 財政安定化支援事業繰入金	+ 条例減免に要する費用
	- 法定外一般会計繰入分（地単波及増分）	+ 特定健診等に要する費用
	- 県版保険者努力支援制度交付金	+ 財政安定化基金積立金
		+ その他基金（積立分） 等

⑦	標準的な収納率により、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を割り戻す
---	------------------------------------

↓
標準保険料率

※**赤字**は、国から都道府県に交付され、直接的に市町に交付されない交付金等、**青字**は、国から都道府県に交付された金額または県費を上乗せした金額が市町に交付される交付金等。一部の交付金等について以下のとおり補足します。

前期高齢者交付金・・・保険者間で高齢者が偏在することによる負担の不均衡を調整するため、前期高齢者加入率が高い保険者に対し支払基金が交付するもの。

療養給付費等負担金・・・療養の給付等の支給に要する費用、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の一部を国が負担するもの。

普通調整交付金・・・・・・・・都道府県間の財政力の不均衡を調整するために国が交付するもの。

都道府県繰入金・・・・・・・・国保法に基づき、県が一般会計から繰り入れるもの。保険給付費の財源のほか、納付金の激変緩和措置等に充当している。

高額医療費負担金・・・・・・・・高額な医療費を都道府県単位で負担調整する事業において、高額医療費負担対象額の 1 / 4 を国が負担するもの。県は、国保法に基づき、国と同額を県一般会計から繰り入れている。

特別高額医療費共同事業負担金・・・著しく高額な医療費を都道府県単位で負担調整する事業において、都道府県が拠出する費用を予算の範囲内で一部負担するもの。

特別調整交付金・・・・・・・・普通調整交付金の基準では捕捉できない事情や災害等によって財政収入の確保が厳しい等、特別な事情により交付するもの。

3 保険税水準の統一に当たり協議を要する項目について

納付金及び標準保険料率の算定において、保険税水準の統一に向けた財政運営分科会の検討テーマと、算定に必要となる各項目がどの場面でどのように用いられ、影響しているのか整理しました。

なお、**【No. ●】**は統一に向けた財政運営分科会検討テーマの No. を表しています。

(1) 納付金の算定（各市町の納付金基礎額（c）から各市町の納付金（d）まで）＜ガイドライン関連ページ：P. 18、19＞

c（各市町の納付金基礎額）

【減算項目】

－高額医療費負担金（国及び都道府県による負担金）【No. 3】

- －特別高額医療費共同事業費負担金【No. 3】
- －都道府県繰入金激変緩和措置（医療分）【☆】
- －特別調整交付金（都道府県分）【追加検討テーマ案】
- 【加算項目】
- ＋地方単独事業の減額調整分【No. 16】
- ＋審査支払手数料【No. 5】
- ＝ d（各市町村の納付金）

(2) **標準保険料率の算定**（各市町の納付金（d）から標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）まで）＜ガイドライン関連ページ：P. 35＞

d（各市町村の納付金）

【減算項目】

- －保険者支援制度（医療分）【追加検討テーマ案】
- －国・特別調整交付金（市町村分）【追加検討テーマ案】
- －保険者努力支援制度（市町村分）【No. 12】
- －特定健康診査等負担金【No. 8】
- －過年度の保険料収納見込み（医療分）【追加検討テーマ案】
- －出産育児一時金（法定繰入分）【追加検討テーマ案】
- －財政安定化支援事業繰入金（保険料軽減分・保険料負担能力分）【追加検討テーマ案】
- －財政安定化支援事業繰入金（保険料軽減分・年齢構成差分）【追加検討テーマ案】
- －法定外一般会計繰入分（地方単独事業の波及増分）【No. 16】
- －県版保険者努力支援制度【No. 13・14】

【加算項目】

- ＋保健事業【No. 9】
- ＋直診勘定繰出金【No. 17】
- ＋出産育児諸費【No. 4】
- ＋葬祭諸費【No. 4】

+ 育児諸費【No. 4】
 + その他保険給付【追加検討テーマ案】
 + 条例減免に要する費用（医療分）【No. 11】
 + 特定健康診査等に要する費用【No. 8】
 + 財政安定化基金積立金（市町村の償還分）【No. 15】
 + 財政安定化基金積立金（市町村の拠出分）（交付を受けた市町）【追加検討テーマ案】
 + その他基金（積立）※1
 = e（標準保険料率の算定に必要な保険料総額）

※1 保険税水準統一の趣旨から、項目自体を削除することが妥当ではないかと考えられるため、今後検討していきます。

(3) その他

保険税収納率については、上記（1）（2）の加算・減算項目にはなっていません。ガイドラインに基づき、「標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）」に「標準的な収納率（s）」を乗じることによって、「調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e'）」を算定する場面で使用します。

市町村の実状に応じた標準保険料率の算定を行うために、運営方針に基づき、栃木県における「標準的な収納率（s）」は、現時点においては市町ごとの「過去3か年の収納率の平均」としてしています。

標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）/標準的な収納率（s） = 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e'）
--

しかしながら、保険税水準の統一にあたっては、標準保険料率の算定時だけでなく、納付金の算定時にも「標準的な収納率（s）」を乗じることにより、保険料率に差が生じないように特別な調整を行うことが考えられます。収納率が高い市町は納付金が増加し、収納率が低い市町は納付金が減少します。この場合に使用する「標準的な収納率（s）」も市町ごとの「過去3か年の収納率の平均」を用いることになります。このことについては、検討テーマのNo. 10において検討していきます。＜ガイドライン関連ページ：P. 28、42＞

4 最後に

本資料は算定における基本的な事項を中心に取り上げています。保険税水準の統一に向けて、ガイドラインのほか、算出結果の帳票や国保事業費納付金等算定標準システムの外部インターフェース仕様書等を改めて御確認ください。